

昭和女子大学図書館基本方針

昭和女子大学（以下「本学」という。）の建学の精神に基づき、また図書館規程を踏まえて、昭和女子大学図書館（以下「図書館」という。）の基本方針を定める。

図書館は、学修（習）・教育・研究を支援するため、以下6つの機能の推進を図ることを基本方針とする。

1. 学修（習）図書館的機能

本学学生及び附属生徒・児童も含めた利用者が授業や学修（習）で使う図書館資料を整備し、本学の教育を支援する機関として、自主的な学修(習)を促進させる。また、情報リテラシー教育の支援（オリエンテーション・ガイダンス、テーマ別の調べ案内 [パスファインダー] 等で使い方、調べ方などの案内) をする。

2. 研究図書館的機能

主に本学に関わる研究者が個人の研究及び大学全体の研究を深められるよう、本学の研究を支援する機関としての役割を担い、研究活動を支援する。

3. 貸出図書館的機能

図書館内での資料の閲覧や複写だけでなく、利用者が図書館外でも資料の活用ができるよう、効果的な冊数、期間を設定し、館外貸出の便宜を図る。

4. 参考図書館的機能

レファレンス資料・オンラインデータベース・ネットワーク情報資源等のレファレンスコレクションを整備し、学修（習）・研究を支援し、促進する。

5. 電子図書館的機能

資料と情報を電子メディアによって提供する。

6. 保存図書館的機能

収集した資料等を保存する機能であるが、本学図書館の特色を形成する特別なコレクションや特定の資料に対しては、社会全体に対する責任として永久保存する。

この方針の改定は、図書館長が決定し、大学部局長会に報告する。

附記

この方針は、平成20年4月2日から施行する。

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、平成29年10月3日から施行する。

この方針は、平成30年2月8日から施行する。

この方針は、令和4年5月1日から施行する。[サービス方針の改定に伴う基本方針の新設]